

労働攻勢と進歩党少壮派

——二・一ゼネスト期における保守「革新」運動——

三 川 議 二

【要約】 敗戦と占領によって醸成された戦後変革情勢が最も高揚した一九四七年の二・一ゼネスト期における保守勢力の動向は従前比較的閑却されがちであった。小論は、二・一ゼネスト期に関する全体的歴史像把握のための補完作業の一環として、進歩党という保守党内に存在した政治グループ、犬養健を要とする進歩党少壮派のこの時期の動向を照射する。一〇月闘争から二・一ゼネストに至る労働攻勢に対応して、彼ら少壮派は、総裁幣原喜重郎ら党の要路と対抗しつつ、修正資本主義という政綱理念と社会党との提携という政権構想を打ち出していく。一〇月闘争下においては、犬養による第九〇議会総括、吉田内閣の基本施策への批判、電産争議の経験等、を通して徐々にそれを深化させ、二・一ゼネストを前にして、「社会連帯主義」「革新政策」を謳う新綱領・政策へと質的に上昇させる。そして、その直後吉田内閣の企てた社会党との二つの連立工作において、彼らはそうした自らの政綱理念と政権構想の実践を試みる。かくして、進歩党少壮派は、労働攻勢をバネとしつつ社会党との連立政権の実現に向けて必要な準備を着々と積み上げていく。

史林 七四巻六号 一九九一年一月

はじめに

一九四六年四月一〇日の第二二回総選挙から五月二二日の第一次吉田内閣の成立にかけての激動の政変の後、一旦は退潮に向かったかに見えた労働運動・民衆運動は、国鉄、海員争議を先駆けとし一〇月闘争を契機に再び息を吹き返し、一九四七年の二・一ゼネストに向けて空前の高揚を迎える。一方、成立後、戦後変革情勢への対応力のなさを徐々に露呈し

つつあった自由、進歩両党による保守連立吉田内閣は、こうした労働者・民衆の動きに対して実効的な政策を打ち出しえず、GHQのゼネストへの干渉を待って辛うじて内閣倒壊の危機を免れたが、結局、同年四月二五日の第二三回総選挙の審判を受けることとなり、中道連立片山内閣にとって替わられる。占領改革という決定的な枠をはめられつつも、そこには、体制変革の可能性を孕んだ危機的政治状況が現出していた。

ところで、敗戦と占領によって醸成された戦後変革情勢が、二・一ゼネスト期において最高潮に達したという右の事實は、この時期の歴史研究のあり方を長く規定し続けてきた。これまで占領史研究の各分野においてこの時期が扱われる場合、変革の可能性と限界を探るという動機のもとに、もっぱら変革を推し進めようとする勢力の動向に光が当てられてきた。例えば、政治史においては、共産党の主導する民主戦線の内実の解明や吉田内閣の企てた連立工作への社会党の対応の検討などが主なテーマとなり、労働運動史では、一〇月闘争から二・一ゼネストに至る労働運動の実相が着目されてきた。また、労働政策史がGHQ文書を駆使してゼネスト中止命令の背景や政策意図の解明に力を注いできた基本的な動機も右の研究視角と無関係ではありえなかった。もちろん、今日われわれが二・一ゼネスト期について相当に精細な像を結ぶことができるのはこうした研究視角からなる先行研究の蓄積と成果があったからこそであることは言うまでもない。しかし同時に、このように変革の主体を強力に照射しつづけることによって、他方、変革を押しとどめようとする勢力、言わば変革の客体の動向が一種のブラック・ボックスの中に置かれてきた嫌なしとは言えない。すなわち、これまでの占領史研究は、二・一ゼネスト期の変革情勢が保守勢力にどのようなインパクトを与え、それに対して彼らはどのような対応をはかったのか、ということについて十分掘り下げて来たとは言えないのである。言い換えれば、この時期に関する従前の研究は、変革の主体の動向とその限界の解明に力点を置くあまり、体制の震撼するまさにその時にはかられた、保守勢力の支配の維持・更新のための営為を比較的等閑視してきたといっても過言ではない。このような研究のあり方を規定した要因として、史料の制約や戦後保守政治を扱う歴史理論の未成熟など、戦後政治史研究そのものの蓄積の浅さが考えら

れるが、いずれにしろ、研究視角にこのような盲点を抱えていては占領政治史、引いては戦後政治史の画期ともいふべき二・一ゼネストをその全体の様相において捉え、それに客観的な歴史の意味を付与するという作業を果たし得ないだろう。小論の基本的なモチーフは、二・一ゼネスト期の全体像を把握するための補完作業の一つとして、この時期の保守勢力の動向を照射することにある。

だが、小論が行うのは、二・一ゼネスト期に存在したすべての保守勢力を網羅し、その全体としての動態の特質を摘出するといったことではない。『芦田日記』の公刊でようやく緒についたばかりの占領期の保守党の研究にはまだそれを可能とする条件は備わっていない^①。犀利な理論や鮮やかなシェーマで史実に切り込む前に、個々の史実そのものがまず明かされ、検証されなければなるまい。小論は、進歩党という保守党内に存在した政治グループ、犬養健を要とする進歩党少壮派のこの時期の動向を明らかにすることに行論を限定したが、それは、なによりも占領政治史ないしは戦後政治史の研究水準に多分に規定されている。それではなぜ進歩党少壮派を取り上げるのか。それは彼らが属した進歩党という保守党の形態及び向背と関わる。本論に入る前にその点に触れておこう。

周知の通り、進歩党は戦時ファシズム体制の一翼を担い、侵略戦争に与した翼賛政治会・大日本政治会の後継政党である(一九四五年一月の結党時の議席は二七三)。そのため、一九四六年一月に始まる公職追放によって最も手酷い打撃を受け、同年四月の第二二回総選挙では、議席九三の第二党に転落し、戦前保守の嫡流の座を自由党に譲った。総選挙後、前首相幣原喜重郎を総裁に戴き、第一次吉田内閣には、伴食とはいえ四名の閣僚を送り出し、自由党とともに政権を支えたが、その成り立ちからくる保守反動性ゆえに党勢は不振を極めその前途には暗然たるものがあつた。したがって、もし自由党と進歩党の連立内閣である吉田内閣が、全国一斉一大ゼネストを可能とするまでの労働攻勢の高揚によって痛手を受けたとしたら、進歩党こそがまずその標的になり、その傷は致命的であつたはずである。しかし、事態はそうようには進んでいない。進歩党は第九〇帝国議会(四六・六・二〇開会、一〇・一二閉会)下に行われた党勢拡大工作で、総選挙で獲得した

九三の議席を一一〇にまで伸ばし、しかも二・一ゼネスト期の変革情勢を経験したはずにもかかわらず、一九四七年三月、進歩党を母体として結成された民主党（議席数一四五）は、四月の第二三回総選挙で、一二四議席を獲得し、保守相手を替えて片山社会党との連立政権を成立させるという芸当をやったのけた。さらに翌年には芦田均を首班に擁立し、最終的に政権獲得という政党の本来的目的をも達成している。

占領改革により大粛正されたはずの進歩党が、二・一ゼネスト変革期を乗り越え、その後も少なくとも、一九四八年秋に顕著となる占領政策の転換まで、体制と政局への驚くべき順応性を発揮できたのは一体なぜか。そこにはきっと、懸命の自己「革新」（刷新・変容）の過程があったに相違なく、また本論が明らかにするように事実存在したのである。こうした反動保守党進歩党の自己「革新」を主導したのが、ほかならぬ犬養ら進歩党少壮派であった。したがって、進歩党少壮派の運動を跡づけることは、進歩党に典型的に見られる占領改革下の保守勢力の窮状と再生への動態を明かすことに通ずると思われる。筆者が、犬養ら進歩党少壮派に注目するゆえんはまさにそこにある。

筆者は、先に発表した「民主党成立の序幕——進歩党少壮派の党内『革新』運動——」（『史料』七一巻三号）で彼らの第九〇議台下における動向を詳細に跡づけた。公職追放と総選挙という占領改革に条件づけられて党内に形成された彼ら少壮派は、たかだか一〇名ほどの政治グループであったが、第九〇議會を彩った保守新人代議士の気風を代弁し、政党政治の殉難者たる犬養毅の嫡男であり保守「革新」構想を懐抱する犬養健を押し立てて、憲法改正審議や進歩党の党勢拡大工作過程で党内「革新」運動を積み上げた。しかし、それはまだ、進歩党内にあつて保守「革新」の旗手であることを闡明するのみのいわば序奏的運動にすぎなかった。小論はその直後に到来した二・一ゼネスト変革期における彼らの動向を検証する。一〇月闘争から二・一ゼネストへと、押し寄せる労働攻勢に対して彼らはどのような政策と政権構想をもって応じたのか。それは彼らがめざしていた反動保守党進歩党の脱皮とどのように結びついたのか。また翻って、二・一ゼネスト期の労働攻勢は保守「革新」を標榜する彼らの運動にいかなるインパクトを与えたのか。これらのことを解き明かしつつ、二・一

ゼネスト変革期の政治状況のもつ特有のダイナミズムを彼らの運動を鏡として描き出すこと、それが小論の課題である。^②

付記 本文中、『朝日新聞東京本社版』、『朝日新聞大阪本社版』、『毎日新聞大阪本社版』、『読売新聞』、『合同新聞』、『民報』は、それぞれ、朝日、朝日大阪、毎日、読売、合同、民報と略記し、また、『芦田均日記』第一巻及び同書所収の「付 手帳日記」は、各々、芦田日記、芦田手帳と略記する。

① 『芦田均日記』（進藤榮一・下河辺元春編纂、岩波書店、一九八七年、全七巻）の公刊により、「戦後政党研究」については、共産党、社会党の分析はかなり出てきたが、保守政党の具体的研究は少ない（荒敬「日本占領期研究の課題」、歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題』³ 帝国主義と現代民主主義、青木書店、一九八二年、所収、一二七頁）と言われた研究状況がようやく打ち破られたところである。進藤榮一「芦田均と戦後改革」（『国際政治』第八五号、一九八七年）、御厨貴「昭和二〇年代における第二保守党の軌跡——『芦田日記』『重光日記』にみる芦田・重光・三木——」（『年報・近代日本研究』九、一九八七年）は『芦田日記』を逸早く活用し、戦後の芦田の動きに光を当てている。しかし、両稿とも二・一ゼネスト期の芦田の行動に関する記述は薄い。その他猪木正道「評伝 吉田茂（下）」（『読売新聞』、一九八一年）二五九—二七七頁、増田弘「石橋湛山 占領政策への抵抗」（『草思社』、一九八八年）一一八—一四三頁、大嶽秀夫「アデナウアーと吉田茂」（『中央公論社』、一九八六年）一四—一五八頁により、そ

れぞれ、二・一ゼネスト期の首相吉田茂、蔵相石橋湛山、経済安定本部の官僚などの動向が窺える。しかし、このような研究の進捗にもかかわらず、肝腎の自由、進歩両保守党の構造と動向は十分解明されておらず、二・一ゼネスト期引いては占領下の保守勢力の動向の全体像を形成するためには史料の発掘も含めまだまだ多くの個別実証研究の蓄積が必要だと思われる。

② 小論と同様に大養ら少壮派のこの時期の動向に言及した論稿に伊藤悟「民主党の結成」（『日本現代史研究会編『戦後体制の研究』、大月書店、一九八八年、所収）がある。同稿は芦田とともに「大養らの若手グループ」の動向にも注目し「戦後保守党の多数派工作」という視角で民主党の結成過程を追っている。視角は異なるにしろ伊藤氏が大養ら少壮派（但し氏はこの呼称は用いていない）を研究対象としたことには大いに共感を覚えるが、ただ惜しむらくは紙数の関係からか論証に意を尽くされているとは断じ兼ねることである。

一 一〇月闘争下の進歩党少壮派

1 労働攻勢への対応——その基調

第九〇議会閉院直後の一〇月一六日、大養健は、『毎日』紙上の議会回顧「五政党の自己批判」に進歩党総務会長として

「健全な保守党へ」と題する一文を寄せ、その中で、進歩党が「戦争前の大政党」のような「軍事的保守党」とは異なり「分配の公平」を重視し「高度の社会政策を採り一見社会主義に似た政策」を採用したことは当然だとの持論を披瀝し、進歩党のそうした行き方がなければ「日本の政界は今よりも一層はつきりと保守といはゆる急進との二つに別れて揉合つてゐたであらう」と述べた。また、同日行われた進歩党京都支部の講演会では、同様の立論に基づき自由、進歩両保守党合同論を否とし、逆に進歩党は「将来社会党と提携する可能性がある」と語った(朝日・大阪10・17)。この犬養の所論は、第九〇議会下においてすでに闡明した彼の保守「革新」構想をくり返したものにすぎず、内容にさほど新味はない。しかしこれが語られている情勢には注意しなければならない。すなわち、この時期、石橋財政によるインフレーション(実質賃金の低下)と軍需補償打ち切りに伴う企業整備(失業)を背景として、内閣打倒の政治要求を内包した波状的ゼネスト攻勢である全日本産業別労働組合会議(産別会議)の一〇月闘争が開始され、犬養の懸念する「急進」と「保守」との対立がまさに頂点に達する気配を見せていたことである。高度な社会政策の採用と社会主義政党である社会党との連立によって激化する政争の緩和をめざす保守党のあり方を語った犬養の所論の中に、労働攻勢への対応の基調がその大筋において示されていると見てよいだろう。

一方、進歩党総裁、幣原喜重郎(国務相)は、一〇月一二日、第九〇議会閉院式直後の進歩党代議士会で挨拶し、野党を敵視しないとしながらも「今後共進歩自由両党の提携が益々緊密に維持せられることは絶対に必要」と語るとともに「少数者の横暴」すなわち「国内の一部階級又は団体が、その他の一般国民を圧迫し、これを犠牲として、自己の利益を図るに任かす」ことを強く否認し、暗に労働攻勢を批判した(国立国会図書館・幣原平和文庫所蔵資料「進歩党より民主党へ」二二六一二二七頁)。さらに、主に新憲法に関する政治理念を語ったとされる一月一二日の進歩党近畿大会における演説でも、同様の自進提携論に触れた後、「国民一般の権利利益を保全し、擁護せむとする立場より、……罷業権の濫用や非民主的行動に対しては断乎として糾弾せざるを得」ないと述べた(幣原平和財団編著『幣原喜重郎』、非売品、一九五五年、七一七頁)。

吉田内閣は、一〇月二十九日、閣議で（朝日・大阪10・31）、(1)新憲法の普及徹底、(2)教育制度の刷新、(3)行政機構、公務員制度ならびにその運営の改革、(4)地方自治の確立、(5)産業経済の再建、(6)労働問題の解決および民生の安定、を内容とする基本施策を決定し、新憲法公布の翌一月四日、これを政府声明として発表した（同前11・5）。この中で、とくに(6)のうち喫緊の課題である労働対策に関して、「一部少数者の独裁的指導による組合精神よりの逸脱を排除しつつ、健全な労働運動の自主的發展を図る」（内閣官房編『内閣制度九十年資料集』、大蔵省印刷局、一九七六年、七八七頁）と記し、産別会議系の労働運動に対する変わらぬ強硬姿勢を示した。^①『毎日』（11・5）によれば、この基本施策に関して、自進両党は「終始足並を揃へて労働組合の政治運動化を否定」していた関係上「政府声明中注目的である労働問題」についての「政府の態度に満足の意を表明してゐた。事実、進歩党では、幣原総裁をはじめ、一松定吉通相、斎藤隆夫国務相、田中萬逸幹事長など党の要路の参加を得て、一千人の参加の下、一月一二日に開かれた進歩党近畿大会では、「国体護持のため共産主義を排撃、政府の六大基本施策の実施に協力」との宣言が採択されている（朝日・大阪11・13）。基本施策に対する進歩党内の空気を物語るものと言えよう。

だが、それはあくまでその一半にすぎなかった。すなわち、『毎日』（同前）は、続けて記す。

「……進歩党としては政府が単独に現下の労働組合運動を一部少数者の独裁的指導であると簡単に片付けてゐることに對しては幾分批判的である。自由、進歩両党内の一部革新分子の中にはこの程度の声明では完全な賛意を表し得ないとするものもあり、單なる作文政治ではこの窮状は救済出来ないとし施策の実施については監視態度をもつてゐる」。

ここに言う自進両党内の「一部革新分子」とは、自由党の場合、この時期、党内民主化の要求を掲げて政務調査会長芦田均の下にまとまり始めていた少壮代議士たちを指すものであろう。他方、進歩党のそれが犬養ら少壮派のことを含意するものであることは言うまでもない。しかも、次節で見ると彼らはこの時期進歩党の労働政策を牽引していたと思われる。『毎日』のこの記述より、進歩党少壮派が、吉田内閣の基本施策の眼目とも言うべき労働政策に対して、保守「革

新」的立場からする批判をもっていた様を窺っても大過あるまい。

ところで、この基本施策の声明は、一般に吉田内閣が「引つづき政局担当の決意を端的に闡明したもの」(毎日11・6)と受け止められた。これに対し、社会党は直ちに、この基本施策のうち、とりわけ、(5)産業経済の再建と(6)労働問題の解決および民生の安定は「資本主義理念、労資協調方策をもって実施の根本基調とする吉田内閣によつてはとうてい実施を期し得」ないとし、議会の解散を要求する声明を発表した(朝日・大阪11・5)。この社会党の態度に協同民主党が同調し、内閣打倒を声明した共產党(労働省編『資料労働運動史 昭和二〇―二一年』、労務行政研究所、一九五一年、九六〇頁)も原則的に賛成した(毎日同前)。この時注目すべきは、自進両党内に、社会党を加えた連立内閣を志向する「一部幹部」の存在が取り沙汰されていることである(同前)。芦田や犬養らのこととみてまちがいない。しかも、犬養らには、労働攻勢への対処に加えて、社会党に歩み寄らざるを得ないもう一つの事情があった。公職追放範囲の拡大に伴う地方公共団体の公職への公職追放令の適用、いわゆる地方公職追放である。

八月二〇日、GHQの民政局(GS)から公職追放の地方および経済界への拡張計画立案命令覚書を受けて以来準備を本格化させた政府は、一月八日、「地方公職に対する追放覚書の適用に関する件」を発表し、これまで実施された帝国議会議員、官吏、国策会社などの主要役員に対する公職追放令の範囲を拡大し、地方議会の議員、知事・市区町村長、農地委員、町内会長、部落会長などにもこれを適用することとした(今枝信夫編『戦後自治史Ⅵ 公職追放』、自治大学校、一九六四年、一五九―二二三頁)。この結果、大政翼賛会や翼賛壮年団の地方幹部及び在郷軍人会の地方分会有力者など軍国主義者乃至極端な国家主義者が地方政界から一掃されることとなった(朝日・大阪11・9)。その該当者は一六万三千名を上回る莫大な数にも達するとみられ、またこの追放該当により次の選挙には出馬できない現代議士も約八〇名生じ(同前11・10)、中央政界に与える影響も無視し難かった。

この追放で最も痛撃を受けたのは、自進両保守党であり、中でも進歩党のそれは甚大であった。『読売』(11・12)によ

れば、地方公職追放で予想される社会、共産の「急進陣営」の攻勢への進歩党の対応の仕方には対照的な二つが見られると言う。その一つは、自進合同に向けての動きが促進されたことである。すでに、秋田、山梨、兵庫では、両党支部が「合同して選挙戦への体制を確立し」（秋田民主クラブ、山梨民主党、兵庫民主クラブ）、大阪でも同様の動き（大阪民主クラブ）があると思われる。しかし、それらの動きは「地方選への便宜的意味からのみでその合同が可能だとは現在のところいひ得ない情勢にある」とも言われる。いま一つは、地方幹部級の追放を機に青年層獲得のため「更に……『左』に移行する結果、自由党との間に画然とした一線が引かれるであらう」と言うものである。これは犬養総務会長が「積極的に意図するところ」であり、「政局の動向を見透してすでに次期政権を計算にいれてのものゝやう」だとされる。「次期政権」とはおそらく社会党との何らかの形で連立政権を意味しているよう。『読売』（11・10）には、この追放による中堅層の喪失に対処するため、進歩党では犬養を中心に、新人代議士を動員して第九一議会の開会までに全国的遊説を行うことにしたり、一月八日には進歩党本部で、青年部の発会式を行うなどして、青年層を獲得して社会党の地盤に進出しようと努力する一方、「社会党の進出を予想して社会党との連携を可能とする情勢の出現を希望してゐる模様」とある^②。

以上見たように、一〇月闘争下にあつて、犬養ら進歩党少壮派は、幣原などの党の要路の示した政治姿勢、すなわち、労働攻勢への対決姿勢や自進提携論という政権構想とは極めて対照的に、社会政策（労働政策）を前面に押し出した社会党との提携をはかるという政争（階級闘争）緩和策を打ち出した。一方、自由党内には、この犬養の保守「革新」的政策構想を共有する人物として、後に民主党結成に当たつて決定的な役割を果たす芦田均の存在があつた。また、社会党との連立政権という犬養の構想に限って言えば、それは、地方公職追放という仮借ない占領改革の実施によって衰微し行く党勢を盛り返す窮余の一策としての性格をも持つものであつた。一〇月闘争から二・一ゼネストへの労働攻勢を受けて激しく揺らぐ政局の中で、社会政策（労働政策）を前面に押し出すか否か、社会主義政党との連立に本腰を入れるか否か、進歩党という保守党内における守旧と「革新」を分け隔つこの分水嶺がいかに拡大し、深化して行くのか順次見ていこう。

2 労働政策の実相

熾烈な労働攻勢の中で提示された進歩党少壮派の労働政策を、少壮派の中心的メンバーの一人である川崎秀二の労働関係調整法案の国会審議過程での発言と一〇月闘争中「最も世人の注目をひいた」(末弘敏太郎『日本労働組合運動史——決定版——、中央公論社、一九五四年、一六二頁)大争議の一つであり、その後の労働組合運動の賃金要求のモデルとなる賃金体系(電産型賃金体系)を獲得したことも有名な電産争議に対する彼らの対応を取り上げ検討する。

労働組合法の成立とともにその制定が課題となった労働関係調整法は、公聴会を含む労務法制審議会の検討を経て、七月一二日、政府案が、第九〇議会に提出され、社会党をはじめ各野党の反対を受けたが、九月六日、衆議院において労働基準法との同時施行を意味する付帯決議を付されて可決され、九月二日、貴族院を通過、九月二七日、公布された。そして、後述の電産争議に際して、政府により強行施行されたことはよく知られている通りである。したがって、同法案の審議は一〇月闘争より前ということになるが、同時にそれへの対応をあらかじめ語ったものとも見られ、検討に値すると思われる。

川崎は、衆議院労働関係調整法案委員会の進歩党委員の一人として、七月一四日の本会議と、七月一八日、二〇日、八月一六日の委員会において、同法に賛成の立場を示すとともに、広く労働問題一般について所見を述べている。川崎の発言は、必ずしも体系だったものではないが、その骨子は次のように要略できよう。(以下、川崎発言の内容は、「官報号外 昭和二年七月一四日 第九〇回帝國議會衆議院議事速記録第一六号 労働関係調整法案 第一読会」(本、と略す)、「第九〇回帝國議會衆議院労働関係調整法案委員会速記」(速記) (委、と略す) 第二回、七月一八日、及び、同第三回、七月二〇日、同第一二回、八月一六日、による。)

まず第一に、川崎が、占領改革により法的確立を見た労働基本権を是認しようとしていることである。川崎は、労働組

合法について「我が国労働運動ノ史上ニ画期的ナル」ものとの評価を与えたうえで、同法施行以後、労働者が「団結ノ力ヲ以テ自ラノ生活ヲ護リ、勤勞ノ結果トシテノ当然ノ生活保障、待遇ノ向上改善ヲ自ラノ力ニ依ツテ解決致シ、基本的人権ノ確立ヲ目指シ、自覺アル風潮ヲ見、組合ノ自由ナル發展ヲ見ル」に至ったことは「往昔ヲ顧ミテ感慨ニ堪ヘヌ」と述べ、同法の謳う団結権および団体交渉権への賛意を表明する。また前年末以降頻発する労働争議が「産業再開ノ停頓」を来すことを「俱レ」つつも、「頭カラ労働争議ヲ敵視シテ考ヘルノハ断ジテ過チデアル」と述べ、争議権についての理解があることを偲ばせる。さらに「労働問題ノ健全ナル基盤」を「確立」するためには「労働者ノ最低賃金、就業時間等ノ労働条件ノ最低限度ヲ規定シテ、働ク者ノ生活ヲ保障スルコト」が「絶対必要デアル」と述べ、労働保護法（労働基準法）の制定を力説している（本及び委8・16）。ここに生存権についての認識を読み取ることは不可能ではあるまい。

もっとも、川崎が、労働基本権をワイマール憲法の中に典型的に見られる二〇世紀的人権としての生存権の基本権（社会権）に属するものとして無条件に承認しているわけではないことも留意しておかなければならない。川崎は、労働組合法施行以後の労働組合の全国的発展を高く評価するが、それは、あくまで労働組合が「敗戦日本ノ經濟再建ノ上ニ偉大ナル役割ヲ演ジツ」あればこそ「喜ビニ堪ヘナイ」（本）のであり、それゆえ労働関係調整法についても、それが弾圧法規ではないことを力説しはするものの、公益のための争議行為の制限という同法案の一方の趣意については一点の疑心も抱かない（同前及び委8・16）。また、労働保護法（労働基準法）の制定を主張する理由に「争議行為ヲ真ニ予防シテ之ヲ解決スル為」とか「生産ノ再開」などを挙げることも忘れてはいない（本）。要するに、川崎の労働基本権の承認は、生産的視点に強く動機づけられており、そこにまた大きな限界を見ないわけにはいかない。

第二は、曲がりなりにもこのように労働基本権を承認されて活動を始めた労働組合運動が政治的に穩健でなければならぬ点である。川崎は、一部の労働組合が「常ニ特定政党ノ看板ヲ擔」いだり「政党ノ地盤競争ノ具ニ供セ」られたり「偏ツタ政党的色彩」を持っていることに強い懸念を示す（本）。しかも興味深いのは、こうした川崎の懸念の論

拠として「中道」と言うG H Qの労働政策の枠組みが挙げられていることである。川崎は、日本国内では「或ル種ノ左翼分子」が「曾テノ右翼ガヤツタヤウニ大衆ノ軍隊的組織化ヲ図ル目的デ労働運動ノ指導権ヲ握ラウト努メテ居ル」という、七月一五日のG H Q渉外局（PRO）の発表や、「日本ノ労働運動ハ極右極左ノ何レモ採ラズ、中道ヲ歩ムコトガ望マシイ」と述べたとされる、七月一〇日の対日理事会におけるアメリカ代表アチソンの発言を引いた上で、「私ハ労働組合ガ真ニ民主的ニ動クナラバ、ソレハドノヤウナ主義デモ差支ヘナイ……併シナガラ現在ノ極左翼ノ労働組合ニ対スル動キハ是等ノ点ニ於テ確カニ調子ヲ失シテ居ルノデハナイカト思フ」とし、「労働組合ノ健全ナル発達ノ為ニハ極右、極左ノ何レモ採ラズ、一党一派ニ偏スルコトナク、労働組合運動ガ逞マシク發展シテ行」かねばならないと述べている（委7・18）。川崎の言う「極左翼」が、共産党の強い影響を受けつつ産別会議の結成へと発展していく労働運動の潮流を指していることは言うまでもない。ここからは、G H Qの「中道」と言う占領改革の枠組みを楯に共産主義運動に対処しようとする彼らの政治姿勢を看取できる。

第三は、川崎が、戦後の経済再建を成し遂げるために協力的労使関係を確立しなければならないとしていることである。だが、その際、資本金・使用者側にも経営の刷新を求めていることが注目される。「此ノ時代ニ於キマシテ、自覚ト反省ハ資本金家ヤ使用者側ニ於テ更ニ強烈デナケレバナラナイ、利潤ヲ追求スルコトニノミ汲々タル従来ノ金儲ケ主義ノ資本金ガ残存スルナラバ、是等ハ世界ノ産業界カラ嚴重ニ之ヲ監視シ、国民ノ圧力ヲ以テ之ヲ封ジ込マナケレバナラヌト思フ」と。かくして川崎は、「労働者ノ逞シキ且ツ自覚アル行動」と「正シキ企業経営ニ進歩的ナ見解ヲ持ツ資本金」が各々の立場で堂々と見解を主張し、恥ずかしくない行動をとり「渾然一体ガツチリト協力」して初めて「産業再開」も「民間企業ノ發展」も可能となると説く。したがって、労働関係調整法制定の意義は、労使双方が『フェア・プレー』ノ精神」で労働組合運動の「正常ナル『ルール』」を敷き、労働意欲の向上を前提とした「自立的労働秩序」とも言うべき「大道」を開くことにあるとされる（本）。川崎が同法案の中味について、労働委員会 of 民主的な構成と運営に特に関心を払った

（委7・18）、経営協議会の性格の基準や法制化の意思の存否について政府に質疑を行ったりしている（本）のは、右の労使関係構想に基づくものと言えよう。

結局、労働関係調整法案の国会審議過程における川崎秀二の発言を通して窺い得た進歩党少壮派の労働政策とは、生産的視点に限界付けながらも、概ね労働基本権を承認し、同時にその権利を得て活発に活動を始めた労働組合運動をGHQの言う極右極左を排した「中道政治」の枠内に押しとどめ、一方、資本家・使用者側にも経営の刷新を迫り、協力的で安定的な労使関係を確立し、引いてはそれを戦後の経済再建に裨益させようというもの、と言えよう。このような彼らの労働政策は、電産争議という現実の争議への対応策としてはどのようなものとなったのか。

周知のように電産争議^⑥は、九月一六日、日本電気産業労働組合協議会（電産協）による、①電気事業に対する官僚統制の撤廃と発送配電事業の全国一元化、②生活費を規準とする最低賃金制確立、③退職金規定の改訂、の三項目の要求申し入れから始まった。日本発送電並びに九配電会社首脳者団と商工省を相手にした交渉は、電産協の要求する基本賃金（生活保証給のうち本人給最低一七歳以下五〇〇円、能力給平均八〇〇円等）の諸否を争点に、その後決裂した。電産協の要求は、従業員の生計実態調査に基づいて算出された生活給をベースにした賃金体系に依拠していた。一〇月八日、電産協は闘争宣言を発し、一〇月一九日夕には、全国に五分間の停電ストライキを実施した。これに対し政府は、一〇月一三日、労働関係調整法を繰り上げ実施し、一〇月一九日、中央労働委員会の調停に付すことを決定したが、電産協は強制調停を拒否して再び停電戦術を打ち出し、事態は急迫した。しかし、政府および司法当局が弾圧態勢をとったことに加えGHQの動きもあり、二五日以降電産協の態度が軟化し、中労委の斡旋・調停に衆目が注がれた。

だが、一一月五日、電産協側の要求を基本にした中労委の調停案が示されると、政府は、増額賃金の他産業への影響波及によるインフレ誘発を主な理由として即日これを否認した。これに対し末弘厳太郎中労委会長代理（調停委員長）は、翌日、議会解散・総選挙要求を折り込んだ声明を出してこの政府の態度を批判し、争議は果然政治問題化した。他の労働組

合や、社、共両党が政府に猛撃を加えたのは言うに及ばず、インフレに悩む世上も電産協側に同情的で、政府の政治責任追及の聲がにわかに強くなった。またGHQ経済科学局(ESS)のマーケット局長も、一月八日、膳桂之助経済安定本部長官に対して「日本政府が労委之調停案を覆すが如き声明を発したことはブレメチュアハ早計である」という判断を示していた(外務省編『初期対日占領政策』——朝海浩一郎報告書——、二〇三頁)。

このように電産争議が政治問題化すると、進歩党もこの問題への態度表明を余儀なくされた。犬養ら少壮派の動きを見よう。『朝日大阪』(11・7)は、進歩党の首脳部の中には政府声明支持の空気がかなり強いが、犬養は、石黒武重、小坂善太郎らとともに、電気事業および他産業の経営者従業員代表の意見を聴き、調停案の賃金の妥当性や他産業への影響を研究してから党の態度を表明したいとの意向を持っていると記している。小坂によれば、これは「われは中庸の道を歩まん」という考え方に基づくものであり、「電産の連中は社会党に行つた時よりも遙かに身のある話ができまし、聞いて頂けたと喜んだ」という(小坂善太郎『新しき国の息吹きを求めて』、講談社、一九六〇年、四二一頁)。『読売』(11・12)には、時は不詳だが、犬養をはじめ、政調関係者、小坂、川崎秀二が中心となり電産争議に対する進歩党の態度の叩き台が決定され、幣原総裁や河合良成厚相を通じて政府と折衝を開始することになったとある。

ところで、その間一月一二日には、政府により給与審議会の設置や総合所得税などの税制改革等の公約がなされるが、争議をめぐる労使の交渉は行き詰まりを見せた。労調法の規定する冷却期間を過ぎて再びスト態勢を整えた電産協は、一月二八日、一二月二日を期して全国的規模の停電ストに入る旨宣言した。差し迫った情勢の中で各政党は再び態度表明を強いられた。進歩党は、一月二八日、労働問題に対する党の基本方針を「①政府と経営者ならびに労働者との協議による科学的根拠にたつ賃金体系の確立およびそれまでの応急的措置の実行 ②経営合理化の断行 ③企業、経営首脳部組織の改革(経理の公開、勤労者代表の経営参加) ④電気産業労働者が他の企業労働者に比して高給なることの再検討 ⑤政治ストの否定」(朝日・大阪11・29)と決定し、さらにこの方針に基づいて自由党との共同声明を作成、二九日に発表した。

声明は、「ゼネスト実行の宣言」の発表を「産業再建に一大暗影を投ずる」ものとして「遺憾」とし、その中止を「勧告」することを基本内容としていたが、その際、労働者との協議による「合理的生産賃金の基準」の速やかなる確立とそれまでの間の「経過的措置」の協定を提言するとともに、労働者側には「労働運動の真意義の徹底と文化的水準の高揚」、経営者側には「経営の合理化」の断行と「経理の公開、協議会の活用等その企業経営形態の刷新」をそれぞれ求めていた（毎日11・30）。自由党政調会長の芦田は、この共同声明について「自由党は依然として右翼張りだが、進歩党案が出たので救はれた」（芦田手帳11・29）と記した。進歩党少壮派のイニシアチブを窺わせるに足る記述である。

電産争議は、この後、一月二十九日から三〇日にかけて、GHQにバックアップされたと思しき中労委の斡旋が行われ、能力給が四〇〇円になったばかりは組合側の要求をほぼ認めた仮協定に達し、一月二日からの全国停電は回避され、最終的に一月二日正式調印、解決の運びとなる。その結果、電産協は、生活給を基本として能力給を加味し、原則的にはスライド制を採用した賃金体系を確立した。

電産争議に当たって犬養ら進歩党少壮派は、政治ストを否定し停電ゼネストの中止勧告を行いながら、同時に、使用者側にも経理の公開や経営協議会の活用などの経営の刷新を求め、そのうえで労使協議により合理的賃金体系を確立するよう提言した。先の川崎の所見に示された労働政策の枠組みの中で、合理的な労使関係のあり方を具体的に探ろうと試みたものと言えよう。

ところで、電産争議に関して、星島二郎商工相や膳桂之助経済安定本部長官の通訳も兼ねて、GHQと一〇数回にわたって接触した朝海浩一郎終戦連絡事務局総務部長は、「占領軍管理下」の労働争議には「厳たる二つの上下の限界」が存在していたとの印象を持ったと言う。「下部の限界」とは、「占領軍の根本方針はレーバーの解放にあり、解放せられたる労働者が罷業を行うことに付きなんら強圧を加えることを許さないと言うこと」であり、「上部の限界」とは「かかる解放せられたる労働者（少なくとも重要産業の労働者）が日本が現在占領軍の管理下にあることを忘れ、日本経済を麻痺せしむ

る底の本格的罷業に出することはまた必ずしも自由でないとと思われる点」であった（前掲『初期対日占領政策（上）——朝海浩一郎報告書——』、二〇七—二〇八頁）。朝海の言うG H Qの労働政策の枠組みを犬養らがどれほど察知していたのか定かには言えないが、川崎の所見や電産争議への対応に示された彼らの政策的枠組みとの近似性には驚かされる。吉田内閣の守旧的閣僚たちが、時としてこのG H Qの労働政策の枠組みを逸脱し、電産協の要求にあくまで頑な態度をとり続けたことは大きな開きがあった。

付言すると、犬養らの労働政策は、経済同友会のそれとも照応した内容であった。すなわち、一〇月闘争の進行を深刻に受け止めた同友会は、一〇月一〇日、社会党書記長西尾末弘を招いて現下の労働問題・政治問題について懇談し（『経済同友会々報』第八号、一九四六年一〇月一五日）、一〇月一六日の定例幹事会、一九日の緊急幹事会で、ゼネスト問題について検討を加えた結果、「最近の労働争議に対する見解」を発表した（同前、第九号、一九四六年一月一日）。それは、日本経済再建のため、基本産業・重要企業のゼネストとゼネストの政治闘争への利用に反対するとともに、政府・政党には、争議の根因除去のための民生安定総合施策を、企業経営者には、ストライキの極力合理的な解決を要請していた（『経済同友会五年史』、経済同友会、一九五一年、所収、三六—三八頁）。そして、この声明が、最後に、企業権尊重を踏まえた経済復興運動を総同盟、産別会議に対して提唱していたことは、従前よく言及されていることである。日本経済再建という生産的視点を軸に据えつつ争議に際しての労使のあり方に限界付けを行おうとした労働政策の枠組みの共通性については、もはや指摘を要しまい。

① 第九〇議会閉院後の一〇月一二日、吉田茂首相は記者会見で、労働問題について、前日衆議院本会議で、新聞通信放送および炭鉱従業員組合のゼネストに対する国民党の池上隆祐の緊急質問に対する答弁で「政治スト反対、実力による弾圧を匂わせ」た（神田文人『日本の統一戦線運動——その歴史的経緯』、青木書店、一九七九年、二四九頁）

のに続いて、「社会問題、労働問題が社会の不安を引起こし、産業復興を滅茶々にする」という認識を示した上で「国内擾乱と少数者独裁、政権獲得を目標とした闘争の手段としてストライキなど経済闘争を行ふことは新憲法を蹂躪し、議会政治、政党政治、民主的政治への挑戦である」と述べている（朝日・大阪10・13）から、この一

節は、吉田の考えを述べたものとみられる。但し、基本施策には「当面直ちに実施し、又は実施の準備に着手する事項」があり、そのうち「労働対策の確立」には、(1)労働基準法の制定、(2)生産能率に即応する合理的賃金制度の確立、(3)合理的な経営参加及び利潤分配制度の促進、(4)労働問題に関する労資関係者及び一般国民の啓蒙、(5)労務に関する科学的調査研究の整備、が謳われている（『内閣制度九十年資料集』七八頁）。吉田内閣の基本施策の作成の経緯については十分判明しているわけではないが、当時経済安定本部第一副部長（総合計画及び各省庁事務の総合調整担当）を務めていた橋井真は、この施策のうち「その重要部門たる経済政策の立案は経済安定本部当局が特に担当した」（吉野孝一編著『膳桂之助追想録』、日本団体生命保険株式会社、一九五九年、一八〇頁）と述べており、また『朝日大阪』（一一・三）には「労働対策については特に労資協力組織によって問題の解決に膳國務相の修正資本主義的な労働者の経営参加あるひは利潤の適正分配制度を取り入れてある」とあるからこの部分は経済安定本部の官僚の手になるものであると推定される。問題はこれが、本文後述の進歩党少壮派の労働対策と共通点をもっていることである。基本施策は各紙に公表されたものだから、少壮派がこれを参照した可能性はあるが、少壮派の修正資本主義構想の成熟度から推して下敷きにしたとは考えられない。経済安定本部の官僚と犬養少壮派とは、官僚層と政党に分れた二つの修正資本主義グループと見られる。労働対策だけでなく、経済再建論、連立政権論をめぐる両者の親和反発関係の究明は、第一次吉田内閣論とも関わって重要かつ興味深いテーマだが、今後の課題である。

② 政権構想に触れないまでも、犬養が地方における党の青年層の躍進のため地方公職追放を歓迎したことについては、『民報』（一一・一一）及びGHQ/SCAP, Summation of the Non-Military Activities

in Japan, No. 14, November 1946, p. 73. によっても看取される。
③ 七月一日、GHQ渉外局（PRO）によって発表された（毎日 7・16）七月一日の対日理事会のソ連代表デレビヤンコの労働立法に関する批判的勧告に対するGHQ経済科学局（ESS）の反駁声明中、労働運動における「一部の過激な分子の行動」（朝日大阪 7・16）を批判した箇所のこと。当該部分は『朝日大阪』（同前）によれば、「誇張した宣伝、暴力の使用、事実のごまかしといった常套手段が若干の分子によって試みられてをり、彼らはこれによって労働運動の指導権を獲得せんとし、……かつての右翼が日本大衆を牛耳つたのと同じ線に沿ひ、今度は左翼の指導下に同じことを再現せんことを期してゐる」となっている。

④ 註③に記したデレビヤンコの勧告に対して対日理事会当日アチソンが行った反論の一節のこと。この時アチソンは「中道」と言う文言を用いていないが、内容としては川崎の引いたものと趣旨のことを語っている。当該部分は「朝海レポート」の中の対日理事会の議事内容についての報告書の中に訳出されている（外務省編『初期対日占領政策』朝海浩一郎報告書『毎日新聞社、一九七八年、九三—九四頁』）ので次に掲げておこう。ただし、国立国会図書館憲政資料室所蔵第九回対日理事会議事録（午前の部）（Verbatim Minutes of the Ninth Meeting Allied Council for Japan (Morning Session), 10 July 1946）三六—三七頁、と照合し、一部補正した（引用文中九括弧内）。「日本に於ける労働運動は（出だし順調にして）喜ぶべき発展をして居るが、（御承知のように）戦間的な（積極的な）少数分子が新しき（原文には「新しき」はない）労働組合をミスリード（誤導）しかつ労働者を（戦間的政党に従順な労働組合に）レジメント（統制）しようという努力が見られて居る。日本に於ける労働運動の最大の危険は、労働運動が極端にして利己的な分子の支配（影響力の下に）に

落ち込みはせぬかという点である。レジメンテーション(統制)は決して労働者の友ではない。レジメンテーション(統制)という言葉の中には共産党のレジメンテーション(統制)とファシストのレジメンテーション(統制)とを含んで居るのである。その言葉の中には日本の労働者が戦前(戦前戦中)長年苛められた極端たる右翼の圧政(抑圧と支配)を含むと同時に、極端なる左翼(左翼分子)による統制(支配)も含まれて居るのである。共産主義もファシズムもいづれも労働者の指導主権(指導権)を要求することは不当である。彼等は労働者を指導するにあらずしてデストロイ(破壊)するものである。

⑤ この時期GHQが「中道政治」を望んでいたことは、降伏調印式一周年記念日におけるマッカーサー声明(46・9・2)の「穏健なる民主主義という偉大な中道」(the great middle course of moderate democracy)や同じく第二次農地改革案の国会通過に際してのマッカーサー声明(46・10・11)の「健全で穏健な民主主義」(a sound and moderate democracy)によって裏付けられる(信夫清三郎『戦後日本政治史Ⅱ』、勁草書房、一九六六年、三八七—三八九頁、及び、SCAP/CHQ, Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948, Washington D. C.; Government Printing Office, 1949, p. 756, 760. を参照)。

二 二・一ゼネストと進歩党の「革新」化

1 議会解散決議案上程前後

アメリカ国務省情報調査局極東課作成の「情勢報告書」(47・2・14付)^①は、議会解散決議案の上程から連立政権工作を

⑥ 電産争議の経過については、とくに註記しない限り、主として労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査 第二巻 電産争議』(中央公論社、一九五七年)及び有泉亨ほか『電産十月争議(一九四六年)』(東京大学社会科学研究所編『調査報告第一三集 戦後初期労働争議調査』、非売品、一九七一年、所収)三三—五七頁、による。

⑦ この時期星島商工相と騰経済安定本部長官とが、炭労や電産などの争議への対応に窮して、生産、輸送及び配給関係の争議の制限ないし禁止を規定した「生産配給等確保のための緊急措置に関する件」なる緊急勅令を制定すべくGHQに承認を求め、結局は拒絶されたことはよく知られている(外務省編『初期対日占領政策(上)』朝海浩一郎報告書——、前掲、一九〇—一九八頁)。このことについては、近作、遠藤公嗣『日本占領と労資関係政策の成立』(東京大学出版社、一九八九年)一二—一二三頁、が詳しい。その他神田、前掲書、二四五頁、竹前栄治『戦後労働改革 GHQ労働政策史』(東京大学出版社、一九八二年)一〇三頁、を参照。

⑧ 信夫、前掲書、四一三頁及び大塚秀夫「経営協議会の成立と変容——戦後財界による『経営権』の確立——」(坂本義一/R. E. ウォード編『日本占領の研究』、東京大学出版会、一九八七年、所収)三六二頁、を参照。

経て保守新党運動に至るまでの二・一ゼネスト前後の政局の展開過程を追った「現内閣の危機」(The Current Cabinet Crisis)と題する章を設け、その冒頭で、この時期の内閣の危機と吉田内閣の成立に先行した激動の政変期との比較を行い、政局の帰趨に影響をもちうる重要な相違点として、第一に、先の危機において重要な役割を演じた社共統一戦線問題が生じなかったこと、第二に、自進両党内の内部分裂がかなり激しくなったこと、とりわけ進歩党の大養健に率いられるグループがその政綱において幾分社会党に接近したことをあげた。一〇月闘争にたいして独自の政権構想と政策をもって対応を計ろうとした彼らが、引き続いて二・一ゼネスト前後の政局においてもその立場を維持し、政局展開に重要な影響を与えたことを物語っている。国務省筋からこうした関心を浴びていた大養ら進歩党少壮派の二・一ゼネスト期の動向をみてみよう。

一〇月闘争後、二・一ゼネストに至る政局展開において最初のピークを形作るのは、第九一臨時議会(十一月二五日開会、十二月二七日閉会)が始まるや、急速に吉田内閣の退陣要求の声を強めた社会党が、十二月一七日、協民党、国民党とともに三党共同で行った議会展散決議案(解散ノ奏請ニ関スル件)の上程である。この日院外では、全国労働組合懇談会(全労懇)、日本農民組合及び社会党組合委員会の共同提唱で、五〇万人(朝日・大阪12・18)もの労農市民を集め、生活権確保吉田内閣打倒国民大会が挙行されたことは周知の通りである。「内容は明白に(内閣)不信任案」(毎日12・19)と称されたこの議会展散決議案に大養ら進歩党少壮派はどのような対応を示したのか。

内閣不信任の動きに対処するに当たって「自、進両党の政府支持の強弱いかがカギ」だとした『読売』(12・5)は、自由党が衆議院選挙法改正案の第九一議会提出を決定して万一の解散に備えるなどしながらも、数をもって一気に押し切れるものと大体樂觀的態度をもっているのに対し、進歩党は「やゝ複雑な動き」を示しつつあると記す。

「一部少壮派は……党出身閣僚の時代感覚の欠如にたいし不満をもっており現内閣の最大の弱点は経済関係にあるから不信任案が政府全般にわたるものではなく個々の閣僚にたいして向けられた場合は相当の波乱を見るものと観測している。たゞ社会党が真正

面から政府不信任案を提出しても次期政権の見透しがつかなければ社会党のみ孤立するから大した影響はなくむしろ逆に政府を信任する結果をもたらすだろうとしている」^②。

また、『読売』(12・15)は、芦田と犬養が不信任案への反撃に消極的なことについて「不信任案否決の立場に立つとしてもその後展開される政局の動向に対しては極めてふくみのある態度であるとみる向きが多い」とし、とりわけ、犬養らの「かゝる態度は最近の政局にたいしてはつきりした見透しを立てているようにもみられ」と記している。犬養は、『民報』(12・10)で、議会展散を「通常議会展了後新憲法が効力を生ずる直前あたり」と予測しているから、ここで言う見透しとはそのことを指すものであろう。同時にこのことは、目下この時点では犬養に社会党と共同歩調をとる意志がないことを示唆するものでもある。しかし、決議案上程後の社会党の戦略の中に、「小会派か、場合によつて進歩党少壮派などにも働きかけて、党勢を拡大し、次期選挙にはあくまで第一党を占めさらに保守の勢力をも圧倒するだけの力を持つ」という構想があるとみられ(朝日・大阪12・15)、一方決議案について一二月一四日の臨時閣議で行った政府の情勢判断には「犬養総務会長ら少壮分子の動向も、党内の結束に支障なし」があった(同前)というから、議会展散決議案の上程をめぐって犬養らの動向が一つの焦点になっていたことは間違いない。

このように犬養ら進歩党少壮派は、議会展散決議案に対して、自進両党主流の如く積極的な対決姿勢をとらなかった。その点で労働攻勢への対応をめぐる保守勢力内に生じ始めた亀裂の存在を顕現することに一役買ったと言える。しかし、社会党との提携という従来の政権構想からすれば、極めて不徹底な立場を示したと言えよう。彼らは、議会展散決議案上程を機会としてそれに向かって大胆につき進むという挙には出ず、それを仄めかすことによって、与党内にあって、与野党間のキャスティングボートを潜在的に握っていることを誇示したにとどまったのである。そこに彼らがこの時点で保有していた政治的実力の程度が露呈されていると見られるが、しかし一方、彼らにしてもその限界の克服に向けての行動をなおざりにしていたわけではなかった。院内外に倒閣気運が高まる中、彼らは党内民主化(幹部公選)と新綱領の制定に全力

を傾注することによって党内実権掌握の糸口をつかもうとしていた。

党内民主化（幹部公選）は党内「革新」のための重要課題であり、党内実権掌握の意図も加わって、進歩党少壮派はこの時期この問題に多くのエネルギーを費やしたが、その果実は新綱領の制定にははるかに及ばなかった。^③ここでは、この新綱領制定問題に限定して論を進める。

幣原平和財団編著『幣原喜重郎』（前掲、七二一頁）によれば、進歩党の新綱領の作成は、新憲法制定（一月三日発布、翌年五月三日実施）という事態に対応を計ったものだと言う（ただし、典拠は不明示）。確かに、すでに八月中旬、憲法改正案の衆議院通過を前にして「日本民主党」への改称が少壮派によって唱えられている（読売8・16、8・17、『日本経済新聞』8・16）から、憲法発布に伴って新綱領を制定すべしとの議論が党内に起こったとしても不思議ではない。^④しかし、新綱領の制定の意義はそれだけにとどまらなかった。折しも二・一ゼネストに向かって進行していた労働攻勢がその制定を決定的に条件付け、綱領の内容も全面的にそれに対応するものとなった。

一月二八日、北村徳太郎、石黒武重、小坂善太郎ら三人を中心に検討されていた「政局の新情勢に対応」した「綱領並に政策の全面的改正」は、成案を得、政調会での可決を経た後、代議士会に報告、承認された（読売12・30）。北村、小坂は、進歩党少壮派の有力メンバーであり、石黒は、五月の幣原内閣政権居残り（中道新党）工作の立役者の一人であった。^⑤綱領は次の通り。

「一、民主主義に徹し、社会連帯主義にのっとり、祖国の再建と国民大衆の福祉を招来しもつて国民協同、文化国家を建設せんとす

一、民主主義体制を確立して国民の政治的自由を確保し、その最大幸福を希求して社会連帯の理念にもとづく堅実なる革新政策の断行を期す

一、一切の独善と暴力を否定し、闘争なき社会協力の招来と恒久平和の達成を期す」（朝日大阪12・29）。

ここにはもはや前年十一月の結党綱領の「国体擁護」(議会政治研究会『昭和二三年政党年鑑』、ニュース社、一九四七年、一四六頁)に見られる反動保守の面影はない。苛烈さを加える労働攻勢の波に押し流されたともいうべきか。「一切の独善と暴力を否定し、闘争なき社会」を希求した第三項は、この綱領の制定の動機が高揚する労働攻勢(階級闘争)の鎮静化にあることを示している。第一項に言う「社会連帯主義」とはこうした危機への彼らの処方原理にはかならない。綱領作成に与った小坂によれば、「社会連帯主義」(Solidarism)とは、「人間性に対する尊厳が、……友愛の社会、相互連帯、相互依存によって完結せられる……考え方」だと言う(小坂善太郎『修正資本主義の構想』、三山書房、一九四七年、一七一―一八頁)。それは、「独占に突進し、はては恐慌へ、戦争へと導かれ」たアダム・スミス以降の自由放任 (Laissez-Faire) を原則とする自由主義的社会経済観をも、「人間の倫理的力」ではなく「物質的環境の変革」による「社会の改革」を説くマルクスの唯物史観・階級闘争論をもともに否定し、社会と人間とを統一的にとらえようとするもの、「人間が社会において、諸々の影響を受けることを認めつつも、而も尚、人間の主体的な立場ということを忘れない」「新しいヒューマニズムの哲学」だとされる(小坂、同前書、二〇―二五頁)。要するに、自由放任主義を否定し、しかも社会主義をも忌避する「中道」的な倫理規範、それが「社会連帯主義」であった。先に進歩党少壮派が資本家・使用者の経営刷新と穏健な労働組合運動によって協力的で安定的な労使関係を確立することを労働政策の眼目としていたことを指摘したが、そうした関係を、政治の上にも作り出そうと言うのである。労働攻勢が、単に経済的要求にとどまらず、吉田内閣打倒という政治的要求を掲げて高揚し、しかもそれが現実味を帯び始めているという切迫した情勢がそのことを必要にしていたのである。したがって、それは、見方を変えれば、自由主義的な資本主義経済の矛盾を社会主義的方法によって止揚させてはならないという彼らの意志を倫理的衣装をまとわせて表現したものとも言えるし、さらに穿てば、労働攻勢をその背後に見え隠れする共産党主導の民主戦線から切り離し資本主義体制内に取り込もうとする彼らの戦略に文飾を施したもの、とさえ規定できよう。だが、たとえそうであっても、そうした意志や戦略が、吉田首相の年頭の辞、かの「不逞の輩」発言に象徴されるような労

働攻勢への強圧策という形をとらず、「社会主義」を多分に意識した「社会連帯主義」なる倫理理念として打ち出されてくるところにやはり「革新」的保守としての彼らの特性を見ないわけにはいかない。^⑥

ともあれ、こうした小坂の言う「社会連帯主義」の倫理によって「大巾に資本主義を修正せん」（小坂、同前書、一九頁）としたものこそ第二項の「革新政策」であり、それは、綱領と並んで決定された財政経済、勤労、社会教育などの各政策のなかに具体化された。そこには、「超過利得の吸収によるインフレーション阻止」「社会保険制度による無産者の生活保護」「総合経済計画の樹立とそれに基づく生産の再開」「重要産業（石炭、鉄鋼、木材、化学肥料）並びに金融の民主的国家管理」「勤労者の経営参加と企業の経理公開」「経営協議会の普及、資本と経営の分離」（朝日大阪12・29）に見られるように、小坂の言う「計画性、合理性」「富の公正なる分配」「経営の民主化」などの「修正資本主義の構想」（小坂、同前書、三八―四八頁）が盛り込まれていた。こうした修正資本主義政策が、かつて筆者が検討した犬養の保守「革新」構想と同じく（前掲拙稿「民主党政成立の序幕——進歩党少壮派の党内『革新』運動——」、自由党の自由主義経済論と一線を画し、むしろ社会党の社会主義計画経済論に近づき、さらにニューディーラーの活躍するGHQの経済政策とも合致していたことは自明である。^⑦また新政策の中には、これらと並んで「勤労者を主体とする産業復興の促進」と言う一項があり、それは、綱領の「社会連帯主義」にもとづく「修正資本主義」政策が、経済同友会の進める経済復興運動の政党版たる一面を持っていたことを物語っていた。進歩党少壮派の代議士が、社会党との第二次連立工作の過程で、政党として産業復興運動に取り組むよう幣原に進言すること（次節）はそのことの裏づけとなろう。

かくして、犬養ら進歩党少壮派は、新綱領・政策の制定により、世上に求められていた「労働者、農民、小市民をも包含し味方とするやうな」「大衆の保守党」への「脱皮」（毎日11・25）を曲がりなりにも実現し党内実権掌握に向けて大きな地歩を築いた。その彼らが、この後二・一ゼネストに至るまで物情騒然たる中で進行了た吉田内閣による社会党との連立工作にいかなる対応を示したかを次に見よう。

2 社会党との連立工作への対応

二・一ゼネスト期の政治危機に対処して自進両保守党が行った四回に亘る社会党との連立工作に関しては、従前よく言及されている。ここでは、二・一ゼネストが中止になるまでに行われた二回の連立工作を進歩党の動きを中心に辿り、犬養ら進歩党少壮派がそこで果たした役割を検討してみる。

第一回の連立工作については、主に(1)吉田―和田博雄(農相)―有沢広巳(東大教授)―鈴木茂三郎(社会党中央執行委員、左派)―吉田・和田工作A、(2)吉田―和田―片山哲(社会党委員長)―吉田・和田工作B、(3)吉田―福田篤泰(首相秘書官)―平野力三(社会党中央執行委員、右派)―西尾末弘(社会党書記長、右派)―吉田・福田工作、(4)幣原―木村小左衛門(進歩党顧問、衆議院副議長)―平野増吉(進歩党代議士)―平野力三(社会党中央執行委員、右派)―幣原・木村工作のルートがあったと言われている。今までこの第一次連立工作は、もっぱら、(1)と(2)の和田工作と、(3)のうち西尾に通ずるラインが注目され、進歩党が行った幣原から平野力三に至る(4)のルートは閑却されてきた観がある。^⑧ 事の真相を窺いつつ行論を進めたい。

吉田茂『回想十年』(新潮社、一九五七年、一四三頁)に「……当時の進歩党の幹部の人たちの間では、右の社会党との連立論が可成り盛んで、特にその総裁であり、また私の内閣の國務大臣であった幣原氏も熱心な連立支持者であった」とあり、『湛山日記』(12・24)には「内閣改造につきて河合及び膳両相来談、首相及び幣原國務相には社会党員を入閣せしめる意図ありと、笑ふべし」とある(石橋湛山著、石橋湛山記念財団、一九七四年、一七一頁)。これらの記述は、強い自進提携論者であったはずの幣原が、議会解散決議案上程後積極的な社会党との連立論者として取り沙汰されるに至ったことを示しているよう。幣原の政権構想の転換がなぜ生じたかは、いましばらく措くとして、まずは幣原・木村工作の経過を辿ろう。『芦田日記』(12・27)は記す。

「昼食後、食堂で顔を合せた平野増吉君に『一寸』といって二人で副議長室へ入って対談した。平野君の言ふ処によると、同君は兩

三日前幣原男に面会。政局の前途といふよりは、救国の方途として、この儘ではやつて行けない、社会党の右派を取り入れた聯立内閣が円満を期する唯一の途である旨を進言した。幣原男は内閣改造で行きたいと述べて承引しなかつた。然し今日、吉田首相と会談することになつてゐる。社会党の右翼は堅く決心して、聯立内閣の組織には内閣が一応辞職すること、その場合には左派の一部が分裂しても突進することに決してゐるとのこと、平野君は私にもその運動に力を藉してくれといふのであつた。

平野増吉の言う社会党右派の決心なるものは彼の実弟である平野力三から発せられたものであろう。従来幣原・木村工作と言われる工作のそもその震源地は平野力三ないしは少なくとも平野兄弟の周辺にあつたと言ふことになる。しかしここでの話のポイントはむしろ、連立内閣組織には内閣の総辞職が前提となつてゐること、連立の相手として社会党右派が念頭に置かれてゐることにある。すなわち内閣総辞職となれば、首班の交代は必至であり、しかも社会党を一丸とした連立ではないので社会党首班内閣は困難となる。となれば、首班が再び幣原に回ると言う可能性も出てくるのである。言い換えれば、幣原・木村工作は、最初、幣原首班を前提にして出発したということになろう。芦田はこの平野増吉のシナリオを「政変夢想劇」と記した（芦田手帳12・27）。

平野から協力を依頼された芦田は「……私が動くことは野心あるものゝ如く思はれるので……動きにくい」と答えたが、その日、交詢社で「平野説」の信憑性を確信する（芦田日記同前）や、一二月三十一日、幣原を往訪した。芦田は幣原に「議会はこの儘でも乗り切れます、然し議会だけで勝つといふことよりは日本を救ふには国民が本気に働くといふ気持ちになつて貰ふことが何よりであつて、どうしても人心を新にする必要があります、それには社会党を入れた聯立で幣原男を総理にする外に道はありません」と力説した。閣僚減少に伴う党内の不満や四月の幣原内閣居座り工作に対する「世間」の批判が尾をひいてゐることを危惧する幣原は、「何とかして改造でやつて行きたい」と煮えきらなかつたが、総辞職連立のうえで首班に立つ決心を迫る芦田の話を参考になつたと謝した^⑨（芦田日記12・31）。

年が明けて、幣原は、一月二日、四日の両日吉田と会見し社会党との連立問題について協議を行った（読売1・9）。し

かしこの時両者が進めていた連立工作の進捗状況について詳しく語り合ったかどうかはわからない。もっともこの会見に触れて『読売』（同前）は「社会党に対し交渉を開始する時期と方法については熟慮中」と記しているから、両者が各々の立場で「社会党を加へた三党連立政権」（前掲『幣原喜重郎』、七・一八頁）の実現に向けての機運を醸成していくこと程度のことは合意されたと見られる。この後幣原の周辺では、木村小左衛門の動きが活発化する。木村は、一月七日、幣原と会見した後、一月八日、大久保留次郎自由党総務に社会党との連立に同調することを要請し（読売1・9）、同日、平野増吉を通じて西尾との会見を申し入れ（同前1・11）、さらに、翌九日、林譲治内閣書記官長を通じて、吉田に、自由党の考え方を速やかに連立の方向にまとめるよう進言した（毎日1・10）。ただ、ここで問題となるのは、木村が、内閣改造か総辞職かは別としてあくまで吉田を首班とする社会党との連立構想を掲げて動いた（同前）ことである。この木村構想の由来ははっきりしないが、以後の経過から見て平野のシナリオが簡単に葬り去られたとは考えにくい。（吉田の側近の間には、総辞職連立吉田への再降下の際の奏請プロセスへの疑心と三党首会談による首班選出は大権私議にならぬかとの懸念があった（朝日1・10）。西尾との会見については、「党内事情から総辞職後でなければ正式に会いたくない」旨の西尾の返答で保留となった（読売1・11）ものの、ともあれ、党顧問の要職にある木村が動くことで幣原の連立工作は公然化し、進歩党内は「総辞職連立」（読売1・12）の方向にまとまっていた。犬養も、木村工作が一段落した一月十一日、幣原を往訪後記者会見し、「……内閣も一部改造で社会党を抱き込むより一度総辞職して、自、進、社三党の連立を行う方がさっぱりしている」と語った（朝日1・12）。と思う。……ともかく政局に関する幣原総裁と私の意見は大体一致している」と語った（朝日1・12）。

『読売』（1・13）は言う。

「……進歩党といふよりむしろ幣原総裁が何故に三派連立に乗り気なのか？その根拠の一つとしてさきの特別議会のさい進歩党の犬養氏が敗戦日本再建の政策として進歩政策の採用いわゆる修正資本主義採用の方式が代弁されたごとく、今度はその実践とも見られ

る。これを称して同党は現状維持の単なる保守党ではないといふ向もあるが、いずれにせよ時局から浮きあがるまいとする意欲は自由党より一步でているようだ。もう一つには政局安定のためにはまず議会勢力バランスによる安定を重視する幣原総裁の政治信念にもとづく構想にあることは確かである。これを強いていえば同総裁の政治に対する玄人の深慮といつてよく、ここに進歩政策実現の前提として三派連立への基本方針が吉田首相との間に意見の一致をみたものと解される」。

この記事は進歩党の内情を的確に捉えている。進歩党の連立工作への積極姿勢の背景には、まずは前節で見た犬養少壮派による修正資本主義政策の採用があり、それに積年の外交官僚としてキャリアが培ったはずの幣原の勢力均衡政治への信念が加わったと言うのだ。進歩党にとって第一次連立工作は、言うなれば犬養少壮派の保守「革新」構想と現実政治に長けた幣原ら幹部の政治術との合作だったということになる^⑩。

一月一三日、吉田と幣原は会見し、当面する経済危機突破のため「自、進、社三大政党の提携連立を主眼とした救国政治運動」を展開することで合意した（読売1・14）。連立政権に至る手順、閣僚配分、政策協定など詰めるべき課題は残されていたが、両者が進めてきた連立工作はいよいよ正式なものとなった。その日再び幣原を往訪した犬養は記者団に「……総裁の救国政治運動展開の線に沿って共同歩調をとるよう努力したい」と語った（同前）。またその夜平野増吉に電話した芦田は、「凡て順潮に進行中です」との返事を得た（芦田日記1・15）。翌一四日、自進両党幹部懇談会は、時局收拾の方策は吉田、幣原両総裁に一任することを決定した（朝日1・15）。吉田と幣原の合意は、連立工作を西尾と平野ら右派のラインにまとめることを意味した。吉田は、一月一三日と一四日の両日付けで和田に書簡を送り、すでに難渋していた片山と鈴木との交渉を控えるよう要請した。和田はこれを幣原の「横槍」ととらえた（大竹啓介『幻の花 和田博雄の生涯 上』四二〇、四二五頁）。

第一次連立工作は、この後、周知の通り、労農民主勢力に支えられた社会党左派が、「危機突破緊急対策」を掲げて吉田首相連立内閣に激しく反発する中で、一月一五日、一六日の吉田と西尾、平野の折衝となるが、主として石橋財政の存

統を争点にした閣僚の振り分けをめぐる対立し、連立政権成立の手順も、政策協定も問題にならないまま蹉跌をきたし、翌一七日の吉田、幣原、片山三者による名目的な党首会談で終止符を打った。

第一次連立工作は頓挫したが、それは連立工作そのものの終焉ではなかった。周知のように、全国官公庁労働者共同闘争委員会（共闘）は、連立工作打ち切りの翌一月一八日、二月一日を期して全国一斉にゼネストに突入することを宣言し、共闘二六〇万人のこの闘争は、すでに一月一五日に発足していた全国共同闘争委員会（全闘）の支援を得て、日本の労働者六〇〇万人による空前の大闘争になった。この労働攻勢の「大津波」に対応を計るべく連立工作が再燃することは必至であった。

第二次連立工作は、よく知られているように、連立工作にまだ望みを託していることを語る一月二二日の吉田の記者会見、さらにこれに呼応するが如く行われた一月二三日の社会党中央執行委員会の決定（①吉田内閣総辞職、②野党三派及び自進両党による新政権協議）と言う準備段階を経て、一月二五日の吉田、幣原会談で本格化し、一月二八日、片山を加えた三党首会談になったが、石橋財政の存続問題ほか閣僚配分、協民党入閣問題で再び暗礁に乗り上げ、翌二九日、社会党の正式拒絶回答という結末となる。^①

大義な進歩党少壮派の動向を見よう。要点を先取りすれば、第二次連立工作の時点で、彼らの活動の重点は次の二つに置かれた。一つは、連立工作と並行して行われた自由党との政策協定作成過程において同党との理念・政策上の懸隔を顕著にしたことである。いま一つは、社会党との連立工作が再び持ち上がるや、機敏にそれをバックアップし自らの威勢を示したことである。

自進政策協定の必要性については、すでに第一次連立工作の過程で、社会党との連立に反対する自由党の幹部たちによって唱えられていた（毎日1・13）が、積極的に連立工作を進める進歩党幹部たちは、差し詰めはこれを第一義とせず、連立工作の失敗の折には、政策協定懇談会を設け、さらにあわよくば自進合同にまで運びたいとしていた（同前1・14）。言

わば第一次連立工作に伏在していた政策協定問題は、果たして工作の失敗により表面化した。

一月一八日、自進両党幹部は、両党の結束強化の方策として、危局突破に必要な緊急政策の協定を行うことを決定し、各々六名（毎日1・20）の起草委員を出すことになった（朝日1・20）。しかし、一月二三日、双方が持ち寄った原案は、際立った対照を見せていた。自由党案は、「供出後の米麦の自由販売制」「生鮮食糧品統制撤廃」「重要産業の国家管理への原則的反対」など自由主義的経済政策を基調としていたが、他方、進歩党案は、新綱領・政策に基づいて「生産財増大のための経済非常再建法による超重点主義の強行」「石炭、木材、鉄鋼、化学肥料工業の国家管理とこれら企業の社会化」「超重点主義に伴う失業対策として広範なる社会保険制度の確立」「産業復興会議の線による企業経営形態」「一切のやみ行為の徹底的取締り」など修正資本主義的統制経済政策を強く押し出していた（朝日1・23）。進歩党委員には、犬養、小坂、保利茂ら少壮派と石黒がいた。結局その日は結論を得ず、石炭・肥料・鉄鋼の三重要産業の国家管理と供出後の米の自由販売を争点に連日協議、一月二七日、青木孝義（自）と小坂が成文化し（読売1・28）、二八日、二九日の両日、政策協定会議にかけられた（芦田手帳1・28、1・29）。『合同』（1・29）には、二七日の段階で、政策協定は石炭とインフレ問題を除き原則的に意見一致をみ、両問題も最終的に二八日には成案を得るとの見通しが記されている。しかしそれも、「社会党との連立工作が政治的に成功した場合にこのような根本的な政策でくいちがいがあつてはまずいという危慮からその発表は政局の推移とにらみあわせて行われるもの」（読売1・28）といった類いのものであり、どれほど実質的な政策協調ができたかは疑問である。自進両党政策協定協議は実質的には不調に終わったものではなかったか。自由党の委員の一人芦田の「新しい仕事は自由党の脱皮である。政策の再検討と党勢の拡張」（芦田日記1・28）という記述はこれを裏打ちしているよう。

自由党との政策協定作成過程に見られた保守党としての理念・政策の食い違いは、政権をめぐる駆け引き、すなわち連立工作にも影を落とした。第一次連立工作が挫折した後、進歩党幹部たちは、内閣の大改造を希望しつつも具体的措置については幣原に一任という態度を貫いた（朝日1・19及び読売1・31）。管見にて各紙を見る限り、すでに幹部たちの間には、

総辞職連立の声は聞かれない。しかし犬養ら少壮派は異なった。犬養は、一月二日、進歩党の政策協定準備会の後、次のように語った。

「進歩党としては新政策の線にそい当面する重大危機突破について相当思い切った案を提示するつもりである。自由党の方からはじめから呑めないような案を出さないでくれとの申入れがあつたが、この重大危局はとも生ぬるいことでは脱け切れぬし、少壮の人達は社会党左派の政策にも全幅的に賛成しているほどだからそういう空気も当然反映させるだろう。……連立に失敗したことは吉田内閣の信用をさらに割引せしめた結果になり現内閣の施策は心理的には労働者の反発を蒙るだろう」(民報1・22)。

この発言は、政策協定協議に向けての犬養の心構えを語ったものだが、図らずもこの時点の犬養の政権構想を浮き出している。自進両党政策協定協議の難航は、犬養にとって左派をも含む社会党との連立政権実現のためのステップだったということになる^⑩。『民報』はこれに犬養「再連立を示唆」との見出しを打った。社会党が左派の反対を押し切って連立政権協議を党是とした一月二三日、川崎、荒木武行、坪川信三、橘直治、原健三郎、岡部得三ら進歩党少壮派は、政府は総辞職すべしとの意見をもって(朝日1・25)幣原と会見、社会党との連立実現に極力努力すること、政党として産業復興運動を積極的に支援すべきことを進言した(読売1・25)。また、第二次連立工作が本格的に進められていた一月二七日、進歩党有志代議士会は、幣原に速やかな挙国政治体制の樹立を要望することを申し合わせた(読売1・28)。これらは、犬養の構想と軌を一にした行動とみられる。

挫折した二つの連立工作の実際上の駆け引きにおいて、犬養ら少壮派は必ずしも主役を演じたわけではない。しかし枯れ木に花を咲かせるが如き総辞職連立幣原首班構想も、彼らによる党の政綱の「革新」あればこそ進行できたものではなかったか。その意味で彼らは、第一次連立工作と言う舞台の裏方を務めた。さらに第二次連立工作の過程では、自由党との政策協定協議で、修正資本主義政策を強く主張し、社会党との連立政権以外に危局打開の方途がないことをアピールするとともに、実際にもそのための示威行動をとった。前記OSS文書の「現内閣の危機」(一九頁)は、第二次連立工作再開

の立て役者として、修正資本主義構想を懐抱する官僚のリーダー格たる和田農相と、進歩党少壮派を挙げているが、それは正鵠を射た観察だと言えよう。

周知のように、連立工作に失敗した吉田内閣は、一月三十一日、官僚と学者に偏した守旧的な内閣改造を行って危局をやり過ぎそうとした。しかし、マッカーサーはその日二・一ゼネスト禁止命令を発するとともに、二月七日、吉田首相に対して総選挙実施を命ずる書簡を送った。こうして二・一ゼネストを機にGHQの望む「中道政治」に新たな左右の限界が設定された時、進歩党少壮派の保守「革新」運動は、次の新しい段階へと移行する。

- ① Department of State, Division of Research for Far East, "Situation report—Japan", February 14, 1947, p. 7, 本文書せ、"O. S. S. / State Department Intelligence and Research, Report II, Postwar Japan, Korea, Southeast Asia", A Microfilm Project of University Publication of America, Inc. 1977, R-IV-9, に収録されている。以下、OSS文書と略称。

② 「これから（内閣不信任案の上程後―筆者）政府、与党、野党で現在の危機をめぐって大闘争が起るのではなからうか」との川崎秀二の発言（民報12・9）は、この記事の観察に裏づけを与えている。

③ 少壮派は、総裁以下、党の要職のほとんどの公選をめざした（読売12・4）が、幣原ら要路の抵抗に遭って、翌年一月三十一日の党大会では、実際には、総務、院内総務、及び代議士会長・副会長だけの公選（朝日47・2・1）にとどまった。但し総務一三名のうち三名、院内総務一五名のうち五名は総裁指名（朝日同前）。この時選出された役員のうち、民主党結成に向かう保守新党運動において芦田均と並んで決定的な役割を果たす新進会の活動への参加およびそれに類する活動から推して少壮派系と見られる人物を列挙すれば次の通り。（Dは総裁指名、Eは公選）総務会長・犬養健（D）、総務・地崎守三郎、仲川房

次郎、犬養健、保利茂（以上E）、院内総務・椎熊三郎、坪川信三、関谷勝利（以上E）、荒木武行（D）、政務調査会長・石黒武重（D）、同副会長・小坂善太郎、北村徳太郎、金光義邦（以上D）。

④ この時期にも幹部公選とともに党名改称問題が浮上するものと観測されていた（読売12・9）が、沙汰やみになっている（朝日大阪12・16）。これは少壮派が党名という外見にこだわるよりはまずは内実を整えることに重点を置くという戦術をとったことを意味している。

⑤ この時期、犬養は『中央公論』（一九四七年一月号）に「保守党談義」なる論説を発表し、綱領にある「社会連帯主義」「革新政策」などの文言は用いないまでも、同様の立論により理想とする保守党のあり方を示している。綱領の作成に当たって犬養と起草委員との間に十分な下相談があったことを窺わせる。

⑥ 綱領の言う「社会連帯主義」理念の直接の淵源は、今のところよくわからない。「社会連帯」と言う言葉に限ってみれば、第一次大戦後社会事業理念として輸入され、昭和初年にかけて提唱されたレオン・ブルジョア（Leon Bourgeois）などの「社会連帯」観に溯ることができよう（石田雄「日本の政治と言葉 上」「自由」と「福祉」、東京大学出版会、一九八九年、二六八―二七四頁、を参照）。因に社会思想

社編（代表 莊原達）『改訂縮刷 社会科学大辞典』（改造社、一九三二年）には、「社会連帯」の項目があり（岩荷房吉執筆）、ローマ法に見られる法律上の意味、コント、ディルケム、デュギュイラの社会学的概念、レオン・ブルジョアの「一種の政治哲学乃至社会政策たる社会連帯主義」などについての説明がなされている。しかしこうした「社会連帯」理念と小坂の言う「社会連帯主義」とがどのようにに関連するのかはまだ判然としない。小坂は、自著『修正資本主義の構想』において社会的生産活動における「個人の創意」（自由の意味か―筆者）を重視しつつもそれは「社会の公共の福祉」の枠を出てはならないとも述べており（一七―一八頁）、その思想内容からすると、むしろ小坂が東京商科大学の学生時代に師事した上田貞次郎が昭和初期に唱えた「新自由主義」（石田、同前書、一〇九―一四頁、を参照）に近い。（小坂は、上田の指導を受けて資本主義の高度化にともなう資本と経営の分離および幅広い中間階級の形成を論じた卒業論文「新中間階級論」を書いたと言う（小坂善太郎『新しき国の息吹きを求めて』、六三―六四頁）。一方、昭和研究会の三木清もベッシュ（H. Peck）等によって唱えられた社会連帯主義の影響を受けていたという（塩崎弘明『革新運動・思想としての「協同主義」——その諸相と比較——』、『年報・近代日本研究』一〇、一九八八年、所収、二七〇頁）。

なお、小坂善太郎氏からは、自著『修正資本主義の構想』の写しを惠贈賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

⑦ 補足すれば、この時期の自由党の自由主義経済論を検討した論著と

して、山本潔『戦後危機における労働運動——戦後労働運動史論 第一巻——』（御茶の水書房、一九七七年、二七四―二七六頁）及び大嶽秀夫、前掲書（一四一―一四八頁）がある。また社会党第二回全国大会（一九四六年九月二八―三〇日）の議案から見て、この時期社会党が重視していた経済政策は、インフレ対策としての金融機関の国家管理、国有を前提とした炭鉱の国家管理、及び肥料の国営であったと思われる（片山内閣記録刊行会『片山内閣 片山哲と戦後の政治』、片山哲記念財団、一九八〇年、一五五―一六二、二八四―二八五頁、を参照）。占領改革の重要なポイントの一つであった所得配分の均衡化や経済機会の均等化などの「経済民主化」政策をニューディール政策との関連で理解し、これに「現代資本主義を特徴づける階級融和策」との規定を与えた論稿に、三和良一「戦後民主化と経済再建」（中村隆英編『日本経済史 7 「計画化」と「民主化」』、岩波書店、一九八九年、所収）がある。

⑧ 西和田工作を詳しく描いたものに、大竹啓介『幻の花 和田博雄の生涯 上』（楽游書房、一九八一年）四一―四二六頁、吉田・西尾工作については、猪木正道、前掲書、二五九―二六七頁及び片山内閣記録刊行会、前掲書、一六七―一七九頁。幣原・木村工作については、朝日新聞政党史者団編『政党史鑑 一九四八年版』（ニュース社、一九四八年）二〇―二二頁に依拠したと思われる記述が諸書に散見されるが、今のところこれといった研究はない。その他二回の連立工作における社会党の動きを分析したものに、高橋彦博『日本の社会民主主義政党』（法政大学出版会、一九七七年）二八五―二八八頁及び木下威『片山内閣史論』（法律文化社、一九八二年）五一―五九頁、がある。

⑨ この日平野増吉が芦田に電話で、西尾、平野力三と吉田との会見（おそらく二月二八日）でも、幣原首班論が話題に上り、幣原にどちら側から話をするかで応酬あったと言う（芦田日記12・31）が、西

尾の回想（『西尾末広の政治覚書』、毎日新聞社、一九六八年、七四—七六頁）はこのことに触れておらず、また吉田に同行したと思しき首相秘書官福田篤泰の追想文も同様にそのことを記していない（福田篤泰「人間吉田首相（その三）」、『外政研究』四一号、所収、六—七頁）。

- ⑩ 進歩党の社会党との連立への態度との新綱領制定とを連関させる見方は、前記OSS文書の「現在の内閣の危機」二頁及び「合同」（一・一四）にも見られる。また、幣原自身は、一月三十一日の進歩党代議士会の挨拶で、連立工作を行ったのは、この時期の「政治上、経済上、社会上の現状並に人心の傾向」によって「政治の体制」も「太平時代の定規を以て律することができなくなったからだ」と述べている（国立国会図書館・幣原平和文庫所蔵資料「進歩党より民主党へ」二二七—二二八頁）。
- ⑪ 第二次連立工作については、前掲『政党年鑑 一九四八年版』二四

おわりに

進歩党総務会長犬養健を要とする進歩党少壮派の二・一ゼネスト期の労働攻勢への対応の底に、一貫して流れる基調は、修正資本主義という政綱理念と社会党との提携という政権構想であった。それは、変革情勢の高揚にしたがい、労働運動への強圧策と自由党との提携を基本とする総裁幣原喜重郎ら党の要路の政治姿勢との懸隔の度を増しつつ、次第に深化し、公然化していった。第九〇議會を総括した犬養の一文「健全な保守党へ」では、それはまだ粗削りにとどまり、吉田内閣の基本施策への批判においても必ずしも明瞭な形をとらなかったが、一〇月闘争中最大の闘争である電産争議の試練はその実効性についての自信を与え、議會解散決議案の上げ・生活権確保吉田内閣打倒国民大会の開催という緊迫した政治情勢の中で、「国体擁護」をかざした結党綱領を廃絶し、「社会連帯主義」「革新政策」を謳う新綱領・政策へと上昇した。その後、二・一ゼネストに至る危局の中で吉田内閣が企てた社会党との二つの連立工作は、こうした彼らの保守「革新」

一二七頁及び大竹、前掲書、四二六—四三〇頁、を参照。

- ⑫ この頃、社会党左派の理論的指導者山川均が「……今後の日本再建の方向としては、吉田内閣と雖も、社会主義を大幅に加味した修正資本主義とならざるを得ぬ。社会党の入閣による連立内閣ができれば尚更そうならざるを得まい。……その点から言へば、社会党が資本主義か社会主義かと言ふスローガンをかゝりてゐるのは色々検討の余地がある」と述べている（『連立内閣と民主戦線の展望——山川均氏に聞く——』、『社会運動通信』第五七号、一九四七年一月二〇日、高橋彦博、前掲書、所収、二七四—二七五頁）ことは興味深い。山川の言はおそらく和田工作にねらいを定めたもので、この時点で進歩党少壮派との政治的関係があったとは考え難いが、両者の政策の接近は、その後の片山内閣の成立を考える上でも注目されてよい。

構想の実践の場となった。そこでの彼らの役割は裏方にとどまり、ひととき注目浴びるというものではなかったが、第一次連立工作における秘策、総辞職連立幣原首班構想ではその政策基盤を用意し、第二次連立工作と同時に進行的な自進両党政協協定協議では、そのねらいに反して自進両党の政綱上のギャップを顕現化させ、また機を捕えては連立工作推進のための示威を行うなど、社会党との連立政権実現に向けて必要な準備を着々と積み重ねた。

以上のような彼らの運動の目的は明瞭である。占領改革と労農民主運動の押しあがりの中で蓋然性の度を増した体制変革（共産主義革命）を阻止し日本資本主義の再建（国家独占資本主義の再編）のための経済、社会政策、すなわち修正資本主義政策を掲げる保守政党を生起させ、それらの政策を実行しうる政権を誕生させること、に尽きよう。時折垣間見られる経済同友会との親和関係や、地方公職追放を奇貨として党勢挽回を計ろうとしたことも含めGHQの政策の枠組みとの一致は、彼らの運動にそれをなしとげるだけの要件が備わっていたことを示している。しかしまた実体を伴い、要件を備えたこのような保守「革新」という目的もその現実化のためには契機が必要であった。その契機こそ二・一ゼネスト期の労働攻勢に外ならなかった。言い換えれば、彼らが対応しようとした労働攻勢そのものが、彼らの運動に目的達成のためのバネを与えたのである。そのことは、逆からいえば、二・一ゼネスト期の労働攻勢が、進歩党少壮派という媒体を通して、自進提携による旧来の保守支配体制を確実に突き崩していたことを意味していた。

ところで、この時点ではまだ、彼らのめざす保守「革新」政党の樹立が、あくまで進歩党の変容にとどまってなされるのか、あるいは保守新党結成にまで突き進んで行われるのかといったことは語られていない。しかし、彼らの運動に伴走するかの如くある自由党芦田均の存在と第二次連立工作に際して幣原に対して行われた彼らの示威行動はその答を与えているように思われる。二・一ゼネスト後、彼ら進歩党少壮派が展開する保守新党運動とその所産、すなわち民主党の成立と片山連立政権の誕生については稿を改めて検討しよう。

The Labor Offensive and the up-and-coming young members of the Japan Progressive Party (日本進歩党)

—the Conservative 'Reform' Movement during the Period
of the General Strike of February 1 1947—

by

MIKAWA Jōji

The defeat in World War II and the U.S. occupation brought about revolutionary upsurges in Japan. They reached a peak during the period from the October Offensive, 1946, to the General Strike of February 1, 1947. Traditional historical accounts of this critical period have stressed more the role of the progressive forces which were pushing the revolutionary change forward, and have tended to disregard the counter movements of the conservative forces which were trying to hold them back. The purpose of this article is to shed light on the movements of an element among the conservative forces in the hope that it may help to appreciate the period in its entire and true perspective. This element is none other than the up-and-coming young members of the House of Representatives belonging to the Progressive Party, the leading figure of whom was *Inukai Takeru* 犬養健. To deal with an aggressive labor movement, they made articulated policies based on a doctrine of modified capitalism and a plan of coalition government with the Social Democratic Party of Japan (日本社会党), in opposition to the policy stance of authoritative leaders in the party typified by party chairman *Shidehara Kijyuro*, 幣原喜重郎, whose political principle was to take strong measures against the labor offensive and to cooperate with the Japan Liberal Party (日本自由党), the ruling party of the first *Yoshida Shigeru* 吉田茂 cabinet. Faced with the October Offensive they had gradually refined their policies through activities such as *Inukai's* summarization of party achievements during the 90th session of the Diet, their criticism to the basic policies of the *Yoshida* cabinet, and the involvement in the settlement of *Densansogi* 電産争議, (the long struggle of the National Federation of the Electric Power Worker's Union), and, lastly, during the tense situation before the General Strike of February 1, they improved their policies in quality and embodied them in a new party platform advocating

‘solidarism’ and ‘reformatory policy’. And they tried to put their policies and their coalition government plan into practice in the double political moneuvering for the formation of the coalition government with the Social Democratic Party undertaken by the *Yoshida* cabinet. Thus they took the opportunity provided by the labor offensive and paved the way for the formation of the coalition government with the Social Democratic Party. This movement implies historically that the revolutionary upsurge during the period of the General Strike of February 1 made a ‘reformatory’ conservative force appear on the postwar political stage in Japan, able to form a coalition government with a social democratic party.

Burials of Chin and their Origin

by

HUANG Xiao-Fen

It has become fairly clear that the Chin (秦), the first dynasty of ancient China, had a grand culture with great capital city sites and royal tombs. But we hardly know anything of the origin of the Chin culture and people, their development, and their eclipse. In this paper I considered this problem using archaeological materials from burials.

First I examined burials of the Chin in Chunqiu (春秋) and Zhanguo (戰國) periods focussing mainly on burial objects, rankings of the burial size and structure, and the form of burial-particularly contracted burials. I found Chin burials were most unique during the Chuqiu period, when almost all of the dead body was more strongly contracted and styles of grave goods were different from those of Zhongyuan (中原) culture. But in the Zhanguo period this gradually faded out and the form of burial became homogeneous with that of Zhongyuan Culture.

Then I showed that the form of Chin burial had originated in Gansu (甘肅) district, in west China, where contracted burial had emerged long before it did in Zhongyuan district. The lower culture of the Maojiaping (毛家坪) site can be said to be direct prototype of the Chin, dating from as early as the Western Zhou (西周) period. In contrast, in Zhongyuan